

事業所整理記号、「①被保険者整理番号」を必ず記入してください。

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額算定基礎届

70歳以上被用者算定基礎届



令和 4 年 7 月 5 日提出

届書提出日を記入してください。

提出者記入欄

事業所整理記号: 00 ケイト

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認してください。

事業所所在地: 〒168-8500 東京都杉並区高井戸3-2-1

事業所名称: 株式会社 健保産業

事業主氏名: 代表取締役社長 健保 良一

電話番号: 03 (5432) 6789

提出者記入欄に事業所情報を記入してください。

70歳以上被用者に該当する場合は、個人番号または基礎年金番号を記入し、「1.70歳以上被用者算定」を○で囲んでください。

「①通貨」・「②現物」欄には、4月・5月・6月の各月に通貨および現物で支払われた報酬、「③合計」欄には各月の合計額を記入してください。

「⑩備考」欄は、該当する項目がある場合、○で囲んでください。

項目名

「⑩給与計算の基礎日数」欄には、4月・5月・6月の各月に受けた報酬の支払対象となった日数を記入してください。

③ 生年月日: 5-230624 ④ 適用年月: 4 9 ⑦ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ: 7 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

② 昇(降)給: 昇給 ⑧ 選及支払額: 5 6,000

⑨ 給与支給月: 4 5 6 ⑩ 給与計算基礎日数: 18 40 50

⑪ 通貨: 125,200 118,800 129,100 ⑫ 現物: 0 0 0

⑬ 合計(⑪+⑫): 125,200 118,800 129,100 ⑭ 総計: 254,300 127,150

⑮ 平均額: 85,067 42,383 ⑯ 修正平均額: 85,067 42,383

⑰ 従前の標準報酬月額を記入してください。

⑱ 定時決定年月を記入してください。

1

① 基礎日数	18	② 氏名	年金 一郎	③ 生年月日	5-230624	④ 適用年月	4 9	⑦ 個人番号	7 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
⑤ 健康保険	110	⑥ 厚生年金	110	⑧ 選及支払額	5	⑨ 昇(降)給	昇給	⑩ 給与	254,300
⑪ 通貨	125,200	⑫ 現物	0	⑬ 合計	125,200	⑭ 総計	254,300	⑮ 平均額	85,067
⑯ 修正平均額	85,067	⑰ 従前の標準報酬月額		⑱ 定時決定年月		⑲ 備考	1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)	2. 二以上勤務	3. 月額変更予定

「⑧選及支払額」欄に、差額が支給された月とその金額を記入してください。

2

① 基礎日数	40	② 氏名	年金 花子	③ 生年月日	5-631025	④ 適用年月	4 9	⑦ 個人番号	7 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
⑤ 健康保険	200	⑥ 厚生年金	200	⑧ 選及支払額	5	⑨ 昇(降)給	昇給	⑩ 給与	655,800
⑪ 通貨	206,000	⑫ 現物	4,600	⑬ 合計	210,600	⑭ 総計	655,800	⑮ 平均額	218,600
⑯ 修正平均額	216,600	⑰ 従前の標準報酬月額		⑱ 定時決定年月		⑲ 備考	4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等	6. 短時間労働者 (特定適用事業所等)	7. パート

現物給与の支給の名称を「9.その他」欄に記入してください。

3

① 基礎日数	50	② 氏名	年金 五郎	③ 生年月日	5-591213	④ 適用年月	4 9	⑦ 個人番号	7 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
⑤ 健康保険	118	⑥ 厚生年金	118	⑧ 選及支払額	3	⑨ 昇(降)給	昇給	⑩ 給与	366,600
⑪ 通貨	124,800	⑫ 現物	0	⑬ 合計	124,800	⑭ 総計	366,600	⑮ 平均額	122,200
⑯ 修正平均額	124,800	⑰ 従前の標準報酬月額		⑱ 定時決定年月		⑲ 備考	7. パート	8. 年間平均	9. その他 (食事 (昼))

「7.パート」を○で囲んでください。

4

4月・5月・6月中に食事、住宅、通勤定期券等の現物給与の支給がある場合は、金銭に換算して「⑫現物」欄に記入してください。
※食事、住宅等については「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」に基づきます。

「⑭総計」欄は、支払基礎日数が17日以上の月(※)を総計した額を記入してください。
「⑮平均額」欄は、総計を該当月数で割った額を記入してください。
(※) 1. 短時間就労者 (パートタイマー) で支払基礎日数がすべて17日未満であるが15日以上の月がある場合は15日以上の月が対象
2. 短時間労働者で支払基礎日数がすべて11日以上の場合には11日以上の月が対象
3. 短時間労働者で支払基礎日数に11日未満の月がある場合は、11日以上の月が対象

運配分給との支払や昇給がさかのぼったことにより、算定月以前の差額分(「⑧選及支払額」)が含まれている場合は、差額分を差し引いて計算した額を「⑯修正平均額」欄に記入してください。

5

① 基礎日数		② 氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑦ 個人番号	
⑤ 健康保険		⑥ 厚生年金		⑧ 選及支払額		⑨ 昇(降)給		⑩ 給与	
⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬ 合計		⑭ 総計		⑮ 平均額	
⑯ 修正平均額		⑰ 従前の標準報酬月額		⑱ 定時決定年月		⑲ 備考	1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)	2. 二以上勤務	3. 月額変更予定

1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)
2. 二以上勤務 3. 月額変更予定
4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等

上記の1~3では次の例をお示ししています。

1 : 支払基礎日数が17日未満の月がある70歳以上被用者の例

2 : 昇給が2カ月分さかのぼって3月・4月分の差額(6,000円×2カ月分)が5月に支払われた例

3 : 4月・5月・6月の支払基礎日数が15日以上17日未満のパートタイマーの例